「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 7JHs 279」

令和７年度 東京都鳥獣保護区等位置図

規則を守って正しい狩猟！

注意一秒・事故一生！

東京（港区周辺 東経139度44分 北緯35度39分）における日の出・日の入り時刻											
年	月 日	日の出時間	日 没 時 間	年	月 日	日の出時間	日 没 時 間	年	月 日	日の出時間	日 没 時 間
7.	11. 15	6時16分	16時34分	7.	12. 20	6時46分	16時31分	8.	1. 25	6時46分	17時 1分
	11. 20	6時21分	16時32分		12. 25	6時48分	16時34分		1. 30	6時43分	17時 6分
	11. 25	6時26分	16時29分		12. 30	6時50分	16時37分		2. 1	6時41分	17時 8分
	11. 30	6時31分	16時28分	8.	1. 1	6時51分	16時38分		2. 5	6時38分	17時12分
	12. 1	6時32分	16時28分		1. 5	6時51分	16時42分		2. 10	6時33分	17時17分
	12. 5	6時35分	16時28分		1. 10	6時51分	16時46分		2. 15	6時28分	17時22分
	12. 10	6時39分	16時28分		1. 15	6時50分	16時51分				
	12. 15	6時43分	16時29分		1. 20	6時48分	16時56分				

※毎日の正確な時刻は、新聞等で御確認ください。

1:100,000

凡例

- 一般国道
- 主要地方道（道路法第７条）（道路法第八九条）
- 都道（道路法第７条）（道路法第八九条）
- 首都高速道路（道路法第八九条）
- 高速道路
- その他の道路及び林道
- 一級河川
- 二級河川
- 準用河川
- 都県界
- 市区郡界
- 町村界
- 都庁 区役所 市役所 支所 出張所
- 役所
- ＪＲ線
- 私鉄
- 地下鉄
- モノレール
- 三角点・山頂
- 等高線
- 公園（国立 国定 都立）

市町村一覧図

島嶼位置図

凡例

凡	例
特別保護地区	
鳥獣保護区	
特別保護指定区域	
特定猟具使用禁止区域（銃器）	
自然公園特別保護地区	
国立公園・国定公園	
多摩環境事務所又は支庁	◎

鳥獣保護区等一覧表

◎ 特別保護地区

※は国指定　無印は都指定

番号	名称	区域の概略	期限
1	高尾特別保護地区	八王子市高尾山付近一円	令和24. 10. 31
2	奥多摩湖 〃	奥多摩湖峰谷橋付近一円	〃 7. 10. 31
3	御岳 〃	御岳神社付近一円	〃 14. 10. 30
4	奥多摩 〃	唐松谷地区一円	〃 26. 10. 31
5	村山山口 〃	村山貯水池付近一円	〃 8. 10. 31
6	三頭山 〃	数馬都有林全域	〃 10. 6. 30
7	御蔵島 〃	御蔵島南部地区	〃 16. 10. 31
8	※ 小笠原群島 〃	聟島列島、南島及び母島列島の南部島しょ一円	〃 21. 10. 31
9	※ 硫黄島 〃	硫黄島一円	〃 12. 10. 31
10	※ 西之島 〃	小笠原村西之島一円	〃 9. 10. 31
11	※ 北硫黄島 〃	小笠原村北硫黄島一円	〃 11. 10. 31
12	※ 大野原島 〃	三宅村大野原島一円	〃 12. 10. 31
13	八丈小島 〃	八丈小島一円（八丈小島周辺の岩礁を含む。）	〃 19. 10. 31
14	※ 嘉西冲三枚洲 〃	嘉西冲三枚洲一円（西なぎさを除く。）	〃 20. 10. 16

○ 鳥獣保護区

※は国指定　無印は都指定

番号	名称	区域の概略	期限
1	石神井鳥獣保護区	石神井公園付近一円	令和11. 10. 2
2	村山山口 〃	村山、山口貯水池付近一円	〃 8. 10. 31
3	坪田大路池 〃	大路池周辺一円	〃 16. 10. 31
4	高尾 〃	八王子市高尾山付近一円	〃 24. 10. 31
5	新島 〃	新島、式根島、２本口以内の海上と小島、鵜渡根島	〃 13. 7. 31
6	清瀬 〃	清瀬市（独）国立病院機構東京病院付近一円	〃 14. 10. 31
7	奥多摩 〃	奥多摩町	〃 26. 10. 31
8	三宅島富賀山 〃	富賀山付近一円	〃 18. 10. 31
9	調布深大寺 〃	深大寺付近一円	〃 14. 10. 31
10	御岳 〃	御岳山付近一円	〃 14. 10. 30
11	青梅 〃	青梅市永山公園付近一円	〃 19. 10. 30
12	七生 〃	多摩動物公園付近一円	〃 19. 10. 31
13	五日市 〃	あきる野市五日市会比履山付近一円	〃 19. 10. 31
14	世田谷 〃	世田谷区西南部一円	〃 11. 6. 30
15	奥多摩湖 〃	奥多摩湖付近一円	〃 7. 10. 31
16	こどもの森 〃	町田市こどもの森及びその周辺	〃 16. 10. 31
17	八丈富士 〃	八丈富士付近一円	〃 16. 10. 31
18	八丈三原山 〃	八丈三原山付近一円	〃 16. 10. 31
19	小岩戸ヶ鼻 〃	中之郷より小岩戸ヶ鼻に至る区域	〃 16. 10. 31
20	三頭山 〃	数馬都有林全域及びその東側に接する区域一円	〃 10. 6. 30
21	多摩川 〃	多摩川及びその周辺一円	〃 8. 10. 31
22	北山 〃	東村山市諏訪町一円	〃 16. 10. 31
23	秋川丘陵 〃	秋川丘陵及びその周辺一円	〃 26. 10. 31
24	御蔵島 〃	御蔵島南部地区一円	〃 16. 10. 31
25	大島泉津地区 〃	大島泉津地区一円	〃 7. 10. 31
26	※ 白金高輪公園 〃	東京都立白金高輪公園の区域一円	〃 26. 10. 31
27	上野恩賜公園 〃	東京都立上野恩賜公園の区域一円	〃 7. 10. 31
28	東京港 〃	東京港の区域一円	〃 8. 10. 31
29	小金井 〃	東京都立小金井公園及び小金井カントリー倶楽部の区域一円	〃 10. 3. 31
30	勝沼城跡 〃	勝沼城跡歴史環境保全地域付近一円	〃 11. 3. 31
31	※ 水元公園 〃	都立水元公園及び小合堀（内閣を除く。）の水面	〃 11. 10. 31
32	岡部小野路 〃	岡部小野路歴史環境保全地域一円	〃 14. 10. 31
33	七国山 〃	七国山緑地保全地域一円	〃 14. 10. 31
34	東豊田 〃	東豊田緑地保全地域一円	〃 15. 10. 31
35	三宅島雄山 〃	三宅島雄山付近一円	〃 15. 10. 31
36	山のふるさと村 〃	山のふるさと村一円	〃 20. 10. 31
37	多摩都民の森 〃	奥多摩都民の森一円	〃 20. 10. 31
38	横沢入 〃	横沢入里山保全地域付近一円	〃 12. 3. 31
39	八丈小島 〃	八丈小島一円	〃 19. 10. 31
40	※ 鳥島 〃	鳥島一円	〃 16. 10. 31
41	※ 小笠原群島鳥獣保護区特別保護指定区域	聟島、父島及び母島各列島一円（ただし父島及び母島の一部を除く。）	令和21. 10. 31
42	※ 硫黄島 〃	硫黄島一円	〃 12. 10. 31
43	※ 西之島 〃	小笠原村西之島一円	〃 9. 10. 31
44	※ 北硫黄島 〃	小笠原村北硫黄島一円	〃 11. 10. 31
45	※ 南鳥島 〃	小笠原村南鳥島一円	〃 11. 10. 31
46	※ 大野原島 〃	三宅村大野原島一円	〃 12. 10. 31
47	※ 嘉西冲三枚洲 〃	嘉西冲三枚洲一円	〃 20. 10. 16

□ 特別保護指定区域

※は国指定　無印は都指定

番号	名称	区域の概略	期限
1	※ 小笠原群島鳥獣保護区特別保護指定区域	小笠原群島各特別保護地区の一部	令和21. 10. 31

自然公園特別保護地区

秩父多摩甲斐国立公園特別保護地区	奥多摩町地内
富士箱根伊豆国立公園 〃	大島町、新島村、神津島村、三宅村及び御蔵島村の地内
小笠原国立公園 〃	小笠原村地内

□ 特定猟具使用禁止区域（銃器）

番号	名称	区域の概略	期限
1	沖ヶ平射撃場	三宅島沖ヶ平一円	令和12. 9. 30
2	若宮 〃	三宅島若宮一円	〃 12. 9. 30
3	東京都特別区	特別区一円	〃 13. 10. 31
4	北多摩 〃	北多摩一円	〃 13. 10. 31
5	西多摩 〃	福生市、羽村市の全域、青梅市、あきる野市及び日の出町の一部	〃 13. 10. 31
6	南多摩 〃	町田市、日野市、稲城市、多摩市の全域及び八王子市の一部	〃 14. 10. 31
7	伊豆 〃	三宅島伊豆一円	〃 13. 10. 31
8	大島南部 〃	大島関伏部木地波浮港一円	〃 13. 10. 31
9	元町岡田 〃	大島元町岡田一円	〃 13. 10. 31
10	五日市 〃	あきる野市五日市入野、梅一円	〃 13. 10. 31
11	神津島 〃	神津島一円	〃 14. 10. 31
12	利島 〃	利島一円	〃 7. 10. 31
13	八丈三根双郡 〃	裏面	〃 7. 10. 31
14	八丈島樫立 〃	裏面	〃 7. 10. 31
15	八丈島中之郷 〃	裏面	〃 7. 10. 31
16	八丈島末吉 〃	裏面	〃 7. 10. 31

東京都の鳥獣行政担当機関

事務所名	所在地	電話番号
環境局自然環境課計画係（鳥獣保護管理担当）	新宿区西新宿２−８−１	03−5388−3505（直通）
多摩環境事務所自然環境課（鳥獣保護管理担当）	立川市錦町４−６−３	042−521−2945（直通）
大島支庁産業課（林務担当）	大島町元町字オンダシ 222−１	04992−２−4431
三宅支庁産業課（林務担当）	三宅村伊豆642	04994−８−5016
八丈支庁産業課（林務担当）	八丈町大賀郷 2466−２	04996−２−1113
小笠原支庁産業課（産業担当）	小笠原村父島字西町	04998−２−2125

メッシュ及びメッシュコードについて

本図のメッシュは、２次メッシュを４等分（縦横に各２等分）したメッシュを使用しています。
メッシュコードは、上記のメッシュの中央に位置する３次メッシュのメッシュコードを表示しています。

例）53394527
- 53 3次メッシュを示す数字
- 39 2次メッシュを示す数字
- 4 1次メッシュを示す数字

令和七年度作成
東京都環境局

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

環境資料第34027号　登録番号(37)　調製　東京都千代田区神田小川町3の22　内外地図株式会社（電話 03−3291−0338番代表）